

遵守事項に関する確認書

私は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県における時間短縮等の要請に基づき、「感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第4期）（以下「支援金」）」の早期支給分を申請するに当たり、次の内容については間違いありません。

この確認書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を関係行政機関（国、広島県、市町、警察など）に提供することについて同意します。

記

1 反社会的行為に関して

- （1）暴力団（暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
- （2）事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていません。
- （3）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- （4）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- （5）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

2 その他この申請に関して

- （1）申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力支援金の返還等に応じます。また、一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会会長から、返還の対象となる協力支援金と同額の違約金の納付を、特に命じられた場合は、これに応じます。
- （2）感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第4期）の要請期間中、酒類提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等を遵守します。
- （3）早期支給分を受給した場合、必ず要請期間後に受け付ける本申請を行います。その際には必要書類を全て提出します。また、上記要請に応じないなど支給対象外であると判明した場合又は本申請を行わない場合は、早期支給分の協力金の返還に応じます。
- （4）飲食店等を運営する大企業ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- （5）一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会会長および広島県から立入検査・報告・是正のための措置等の求めがあった場合は、これに応じます。
- （6）施設名（屋号）等（住所、通常の営業時間など）の公表に応じます。
- （7）これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- （8）国及び広島県等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。
- （9）広島県、警察、税務機関、市町などの関係行政機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会会長 様

令和 年 月 日

（申請者）

法 人 名
代 表 者 氏 名

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。